

計画作成年度	令和4年度
計画主体	館山市

館山市鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 経済観光部 農水産課
所在地 千葉県館山市北条 1145-1
電話番号 0470-22-3397
FAX 0470-23-3115
メール nousuisanka@city.tateyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、カラス、ヒヨドリ、アカゲザル（ニホンザル・交雑種）、ニホンジカ、キョン
計画期間	令和5年度 ～ 令和7年度
対象地域	館山市

2. 鳥獣による農林水産物等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	水稻、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、林産物等	12,202 千円	5.4 ha
タヌキ	豆類、野菜、いも類	930 千円	0.5 ha
ハクビシン	豆類、果樹、野菜	293 千円	0.3 ha
アナグマ	豆類、野菜、いも類	447 千円	0.2 ha
アライグマ	豆類、果樹、野菜	176 千円	0.1 ha
カラス	豆類、果樹、野菜、いも類	4,483 千円	1.4 ha
ヒヨドリ	豆類、果樹、野菜、いも類	7,577 千円	2.6 ha
アカゲザル（ニホンザル・交雑種）	水稻、豆類、果樹、野菜等	259 千円	0.1 ha
ニホンジカ		0 千円	0.0 ha
キョン		0 千円	0.0 ha

(2) 被害の傾向

①イノシシ

農作物被害は水稻、豆類、果樹、飼料作物、野菜、いも類、林産物などに及び、年間を通して市内全域で被害が発生している。その他に水田畦畔、農道、斜面の掘り返しによる崩壊や交通事故など農作物以外にも対象が拡大している。また、住宅地への出没に伴う生活全般への影響も顕在化している。

②タヌキ・ハクビシン

果樹・野菜等の農作物の被害が市内各地で報告されている。

③アナグマ

落花生を含む野菜等の農作物被害が市内各地で報告されている。

④アライグマ

果樹・野菜等の農作物の被害が市内各地で報告されている。

⑤カラス・ヒヨドリ

年間を通してビワ等果樹のほか、トウモロコシ、レタス、カリフラワー等の商業的な農作物への食害が深刻化している。またカラスについてはゴミ集積場が荒らされるなど市民生活への害を引き起こしている。

⑥アカゲザル（ニホンザル・交雑種）

農作物被害は水稲、果樹等、年間を通して発生している。南房総市（旧白浜町）と隣接する中山間地域での生息が確認されており、活動範囲の拡大が続いている。

⑦ニホンジカ

農作物被害は現在見られないものの、捕獲頭数と活動範囲が拡大しており、今後被害が発生するおそれがある。

⑧キョン

農作物被害は現在見られないものの、相当数が目撃および捕獲されており、今後被害が顕在化すると考えられる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害額（千円）	被害面積（ha）	被害額（千円）	被害面積（ha）
イノシシ	12,202	5.4	8,500	3.5
タヌキ	930	0.5	650	0.4
ハクビシン	293	0.3	200	0.2
アナグマ	447	0.2	300	0.1
アライグマ	176	0.1	120	0.1
カラス	4,483	1.4	3,000	1.0
ヒヨドリ	7,577	2.6	5,000	1.5
アカゲザル （ニホンザル・交雑種）	259	0.1	250	0.1
ニホンジカ	0	0.0	0	0.0
キョン	0	0.0	0	0.0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・館山有害鳥獣対策協議会の運営協力 ・協議会運営費（捕獲報償金・わな維持管理経費等）の補助 ・狩猟免許取得経費の補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業経費の増大 ・捕獲従事者の高齢化 ・捕獲数の増加に伴う捕獲従事者の作業負担の増加

	従来講じてきた被害防止策	課 題
捕獲等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材の提供 令和元年 箱わな 大 50 基 小 3 基 令和 2 年 箱わな 大 50 基 令和 3 年 箱わな 大 85 基 ・ 捕獲機材作成費の補助 令和元年 くくりわな 120 基 令和 2 年 くくりわな 116 基 令和 3 年 くくりわな 119 基 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害地域の拡大に伴う捕獲従事者の不在地域の発生 ・ 別荘等の非住民への対応 ・ 捕獲事業に対する安全対策
防護柵の設置等に関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵購入に係る経費補助 令和元年 電気柵 12,506m 物理柵 4,810m 令和 2 年 電気柵 12,682m 物理柵 9,241m 令和 3 年 電気柵 6,327m 物理柵 13,796m ・ 使用済のり網の無償供与 (20m/枚) 令和元年 360 枚 令和 2 年 140 枚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業経費の増大 ・ 地区の合意形成から実施に至るまで時間を要する ・ 未設置地域への被害転移 ・ 農地以外への被害拡大

(5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物被害の軽減を目指し、防護柵設置や捕獲による従来対策に加え、地区対策組織の設立等、地域ぐるみで住民が自主的に対策に取り組む被害防止活動を進め、地域リーダー・捕獲従事者等の人材育成に取り組む。

また、効率・効果的な捕獲作業の実現や捕獲者個人の負担を軽減するため、ICTの活用を進めるとともに、捕獲従事者同士のネットワークの強化を図り、市街地出没等への対応も含めて捕獲の強化を図っていく。

アカゲザル（ニホンザル・交雑種）への対策については、千葉県特定外来生物防除実施計画に基づき千葉県と連携のもと被害の減少に努めていく。

イノシシ・ニホンジカについては、千葉県第二種特定鳥獣管理計画における被害対策地域（イノシシ）・拡大防止地域（ニホンジカ）に該当するため生息数の調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

館山有害鳥獣対策協議会への捕獲委託契約により捕獲を実施し、各地区対策協議会等の関係団体や地元猟友会と連携を密にして、効果的な捕獲を構築する。

(2) その他捕獲に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ、タヌキ、 ハクビシン、アナ グマ、アライグマ、 カラス、ヒヨドリ、 アカゲザル（ニホ ンザル・交雑種） ニホンジカ、キョ ン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得経費への支援（新規取得者） ・ 猟銃所持許可取得経費への支援（新規・更新） ・ 箱わな等の貸与 ・ わなの作製費用に対する補助 ・ 不慮の事故に対する損害保険加入 ・ 研修会による捕獲技術の向上と安全対策の促進
令和6年度		
令和7年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲実績、被害範囲、被害状況、及び「千葉県第二種特定鳥獣管理計画」を参考に設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1800	2000	2000
タヌキ	500	500	500
ハクビシン	150	150	150
アナグマ	50	50	50
アライグマ	150	150	150
カラス	300	300	300
ヒヨドリ	200	200	200
アカゲザル（ニホンザル・交雑種）	30	30	30
ニホンジカ	40	40	40
キョン	150	150	150

捕獲等の取組内容
館山市全域を対象に実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

必要に応じ千葉県と協議する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・タヌキ・ ハクビシン・アライ グマ・アナグマ	電気柵・メッシュ柵 10,000 m	電気柵・メッシュ柵 10,000 m	電気柵・メッシュ柵 10,000 m

(2) その他被害防止に関する取組み

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、タヌキ、ハク ビシン、アナグマ、アラ イグマ、カラス、ヒヨドリ、 アカゲザル（ニホン ザル・交雑種）、ニホン ジカ、キョン	関係団体・機関等と連携のもと、有効な対策 の検討を行うとともに、その実現に努める。 防護柵を設置するとともに、地域ぐるみで緩 衝帯の設置等の生息環境管理を実施する。 アカゲザル又はニホンザルの被害防止対策に ついては、千葉県と連携のもと対応していく。

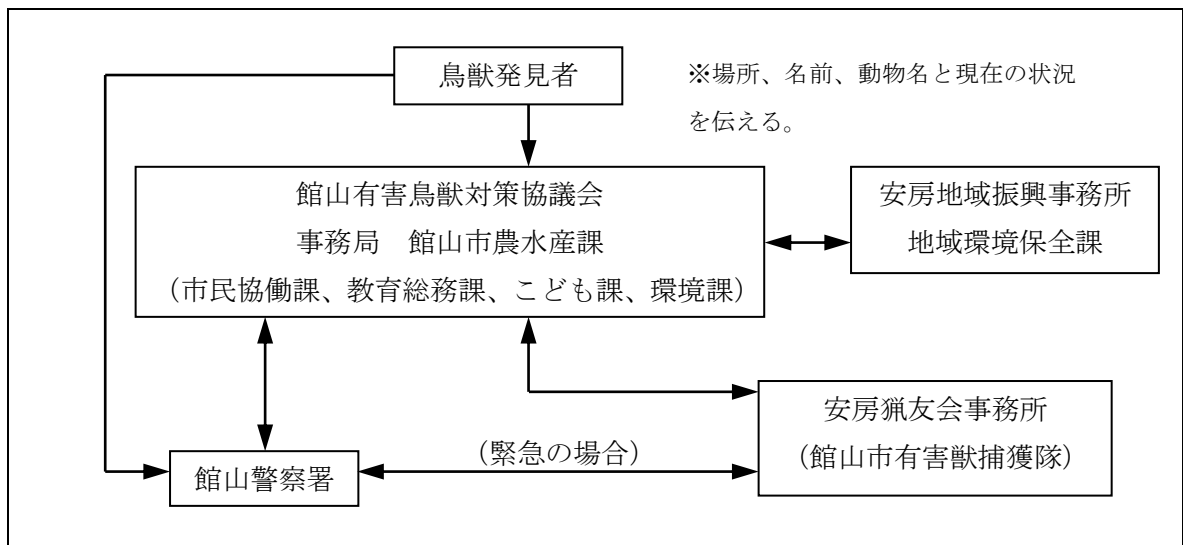
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
館山市 (農水産課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集 ・ 関係課および関係機関との連絡調整 ・ 有害鳥獣の捕獲依頼

(市民協働課) (教育総務課、こども課) (環境課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への注意喚起 ・学校等への注意喚起 ・特定外来生物等の対応
安房地域振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集 ・緊急時の捕獲許可 ・警察、猟友会等の関係機関との調整
館山警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の生命、身体の安全確保 ・関係機関との連携
安房猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携した鳥獣捕獲等の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した鳥獣については、専用焼却施設による減容化もしくはジビエ加工施設による食肉利用を原則とし、その他は捕獲現場での埋設処理、自家消費による食肉利用とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・市内のジビエ加工処理施設を有効活用し、食肉等への加工・販売による地域資源の有効活用を推進する。
- ・自家消費する場合については、「千葉県野生鳥獣肉にかかる衛生管理ガイドライン」に基づき処理を行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	館山有害鳥獣対策協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
館山市	被害防止計画の作成、連絡調整、協議会事務局
鳥獣保護管理員	鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護
安房猟友会	鳥獣関連情報の提供と鳥獣捕獲
安房農業協同組合	被害状況等の情報提供、農家組合の支援
館山市農家組合	被害状況等の情報提供、防止策の実施
千葉県森林組合安房事業所	森林保全、山間部における被害情報収集
館山市ジビエセンター	食肉利用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供、被害対策の取組支援
千葉県安房地域振興事務所	鳥獣の捕獲許可、指導及び助言
千葉県農業共済組合ぼうそう支所	鳥獣被害に関する情報収集

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止施策を有効に実施するために必要な業務、役割及び導入時期を考慮したうえで、鳥獣被害対策実施隊の編成を検討する。

獣害対策支援を業務とする地域おこし協力隊員の職務と重複・阻害しないよう活動内容を十分に検討する必要がある。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

また、近隣市町と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町や関係機関との情報交換、連携を図る。なお、状況により都度、計画の見直しを行うこととする。